

2025 年（令和 7 年）2 月 21 日

釧路市長 鶴間 秀典 様

釧路市環境審議会 会長 神田 房行



「（仮称）釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」の
あり方について（答申）

令和 6 年 6 月 3 日付釧路環第139号で諮問のありました「（仮称）釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」のあり方について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

答 申

2020年（令和 2 年）10月、政府は脱炭素社会の実現を目指し、2050年までにカーボンニュートラルを達成することを宣言し、国において地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画を見直し、2030年の電源構成目標である再生可能エネルギーの割合を大幅に引き上げるなど、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進や導入拡大を進めています。

また、エネルギー自給率の低さや低炭素社会の実現を背景に2012年（平成24年）から導入されたFIT制度（固定価格買取制度）もあり、特にメガソーラーと呼ばれる大量の太陽光パネルを要する太陽光発電施設が急速に拡大している状況にあります。

しかしながら、大量の太陽光パネルの設置は、ラムサール条約登録湿地や2つの国立公園をはじめとした豊かな自然を抱える本市において、自然破壊や景観の悪化、火災・津波・土砂災害などの災害リスクの増加、さらには動植物の生態系への影響などが懸念されています。

これまで市では、官民連携のもと、湿原生態系の保全・再生や旧川復元など様々な取り組みを通して、豊かな恵みをもたらす水と緑の大地や貴重な生物相を守り、次世代へ引き継ぐ努力を積み重ねてきており、2023年（令和 5 年）7月に「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定し、太陽光発電施設を設置する際には、事業者由市への事前相談や届出を行わせ、適切な設置を促してきました。

今般の「（仮称）釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」においても、市街化調整区域を特別保全区域とすることや、専門家の意見に基づき事業が適正であるか判断ができる仕組みを構築することは、この地域の特性を踏まえた条例として一定の効果が期待できるものと考えます。

その上で、本市の豊かな自然や希少な野生動植物の保護、市民の不安や懸念を払拭していくためにも、以下の事項について十分配慮されるよう要望します。

- 1 条例の施行にあたっては、本市の貴重な財産である豊かな自然環境を保全していくことが、地球温暖化の防止はもとより、生物多様性の保持や水資源の確保、空気の浄化など、すべての生命の生存基盤の維持に貢献し、また、湿原の保水・浄化による洪水調節といった機能は、防災・減災として、直接、私たちの安全・安心な暮らしにつながっているほか、農林水産業や観光業など地域経済にも多大な恩恵をもたらしていることを明確に理念として条例に示し、市民や事業者への理解促進に努めること。
- 2 特別保全区域における許認可の仕組みについては、手続きの手順や措置の対象とする希少な野生動植物の種および事業者が遵守しなければならない許可の基準について精査を行い、適切に運用できる制度とすること。
- 3 希少な野生動植物に対する措置の対象については、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、チュウヒおよびキタサンショウウオといった、この地域の象徴的な種を優先的に選定し、適正かつ実効性のある仕組みにすること。
- 4 人と自然との共生に向けて、本市の豊かな自然環境や良好な景観及び生物多様性を守る方策について、今後も検討を進めること。